

2025 年度 奨学生募集要項

一般財団法人アジア国際支援財団

一般財団法人アジア国際支援財団は、成績優秀でありながら厳しい経済状況にある高等学校生・大学生・外国人留学生に対して奨学金を給付し、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与してまいります。

1 採用予定人数	大学生・専門学校生・外国人留学生：15 名 高校生：10 名
2 奨学金の内容	(1) 奨学金の額 ①大学生・専門学校生（外国人留学生含む） 月額 20,000 円（年額 240,000 円）/人 ②高校生（外国人留学生含む） 月額 10,000 円（年額 120,000 円）/人 ※本財団からの奨学金は返済義務のない給付型です。 (2) 奨学金給付期間 2026 年 4 月～2027 年 3 月 (3) 奨学金給付時期 2026 年 4 月（4 月～7 月分）、8 月（8 月～11 月分）及び 12 月（12 月～翌年 3 月分）の 3 回に分けて給付 (4) 奨学金の給付方法 奨学金は、給付月の下旬に直接奨学生の口座へ振込
3 奨学生の応募資格	◆大学生・専門学校生（外国人留学生含む） (1) 日本国内に居住すること (2) 日本国内の大学生並びに専門学校生であること (3) 募集年度 4 月 1 日時点での年齢が 25 歳以下であること (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること (5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること ◆高校生（外国人留学生含む） (1) 日本国内に居住すること (2) 日本国内の高等学校に在籍する生徒であること (3) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること (4) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

4 応募の手続	下記の書類を本財団に提出してください。 (1) 奨学生申込書（所定様式に自筆で作成・写真貼付） (2) 身上書（所定様式に自筆で作成） (3) 推薦書（所定様式作成） (4) 成績証明書（在学期間が発行する直近のもの） (5) 在学証明書（在学期間が発行する直近のもの） (6) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの、続柄記載必要、個人番号記載不要） (7) 所得を証明する書類（家計支持者全員の（父母、祖父母、兄弟姉妹など）所得を証明できるもの） ・ 給与所得者 直近年の給与所得の源泉徴収票の写し ・ 自営業者等 直近年の確定申告書の写し ※所定様式の書類は、本財団ホームページよりダウンロードしてください。 ※書類はすべて日本語で記入してください。 外国人留学生は代筆可能
5 募集期間	2025 年 12 月 1 日～2026 年 1 月 31 日を募集期間とします。 2026 年 1 月 31 日までに本財団に到着するよう郵送してください。 ※持参による直接の応募は受け付けておりません。
6 奨学生の選考・決定	2026 年 2 月 1 日～3 月 15 日において、本財団の選考委員会による書類選考を行い、その後理事会にて決定します。 選考方法は書類選考とします。
7 奨学生の選考結果通知	奨学生の選考結果については、採否に関わらず、本財団から本人へ、書面にて通知いたします。 選考の経過及び決定の理由等は回答いたしません。 合否通知は 2026 年 3 月下旬を予定しております。
8 奨学金の休止又は廃止	奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。 (1) 休学・復学、転学（留学含む）又は退学したとき (2) 停学、除籍その他の処分を受けたとき (3) 正規の最短修業年限で卒業の見込みがなくなったとき (4) 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき

	(5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき (6) 学業成績が著しく不良となったとき (7) 応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき (8) 奨学生の義務を怠ったとき (9) その他、奨学生として適当でない事実があるとき
9 奨学生の義務	奨学生として採用されたときは、以下のことを行わなければならない。 (1) 誓約書及び振込先届出書の理事長への提出 (2) 就学状況・生活状況報告書の提出
10 その他	(1) 他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。 (2) 奨学生の進路等について、この法人は一切関与しません。 (3) 奨学金制度の概要、募集要項、給付実績に係る情報等の公表（個人情報を除く）は、本財団のホームページにて行います。

【問い合わせ／郵送先】

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-15-12 アムスビル

一般財団法人アジア国際支援財団 奨学生担当

TEL:03-5950-7721

FAX:03-5958-1521